

案件概要書

2013 年 6 月 25 日

国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課

1. 案件名（国名）

国名：ジブチ共和国

案件名：海上保安能力向上のための巡視艇供与計画計画

(the Project for Provision of Patrol Boat to Improve of Maritime Security)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における海上保安セクターの開発実績（現状）と課題

ジブチに面するアデン湾沖は、年間約 18,000 隻の船舶商船（うち約 1,700 隻が日本関係船舶）が通航する海上交通の大動脈となっている。しかし、同海域においては近年海賊の被害が多発し、安全な海上交通の妨げとなっている為、我が国自衛隊を始め、米軍、仏軍は、ジブチを拠点として海賊対策を実施している。加えて、同海域では、ジブチを経由してイエメンへ亡命しようとするエチオピア人、ソマリア人の海難事故や、外国人漁民によるジブチ水域での違法漁業や密輸等、海賊問題以外にも数々の課題を抱えている。ジブチ政府は、2011 年に海軍から独立して沿岸警備隊(Djibouti Coast Guard、以下 DCG)を設立し、上記の課題の対処に取り組んでいるものの、沿岸警備活動に必要となる巡視艇や通信機器等が十分に整備されておらず、機動力の強化が喫緊の課題となっている。

(2) 当該国における海上保安セクターの開発政策と本事業の関連性及び必要性

海上交通の要衝に位置するジブチにとって、海上保安能力の開発は重要であり、社会国家イニシアチブ(2010 年)の中でも重点課題として認識され、海上保安の能力強化に強くコミットしている。我が国は本年 5 月より「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始し、DCG の人材育成・組織強化を図っており、本事業は巡視艇を供与することで同プロジェクトの開発効果を高め、ジブチ沿岸の安全確保と密輸等取り締まり能力強化にさらなる寄与を図っていくものである。よってジブチ政府の方針に合致していると言える。

(3) 海上保安セクターに対する我が国の援助方針

2009 年の政策協議で我が国の対ジブチ支援方針を検討した結果、海上保安セクターが重点分野の一つに位置付けられており、また TICADV における支援パッケージにソマリア周辺国の海上保安組織の法執行能力強化（巡視船供与を含む）が掲げられていることから、本事業は我が国及び JICA の対ジブチ支援方針に合致するものである。なお、これまでに我が国は国際移住機関への資金供与を通じて、小型巡視艇 2 艇や救助活動に必要な機材を DCG に供与している。また国際海事機関（International Maritime Organization、以下 IMO）への資金供与を通じ、沿岸警備に係る地域トレーニングセンターを建設中である。また前述の通り、本年 5 月には「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」を開始した。

(4) 他の援助機関の対応

同セクターには現在 IMO、米国及び EU が機材供与や DCG 向けのトレーニングを行っている。(詳細は 3.(6)を参照。)

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、DCG に巡視艇を供与することにより、DCG の機動力拡充(機動領域の拡大、出動体制の強化等)を図り、もってジブチ沿岸の安全確保に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ジブチ市ドラレ地区

(3) 事業概要

- 1) 機材調達、供与：巡視艇 15m クラス 2 隻を想定、また、必要に応じ関連資機材等の供与を実施。詳細は協力準備調査で確認。
- 2) コンサルティングサービス：基本設計、詳細設計、施工監理。詳細は協力準備調査で確認。

(4) 事業実施体制 事業実施機関：ジブチ沿岸警備隊(Djibouti Coast Guard)

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類： C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進等：特になし。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：

米国はジブチに対し、高速ボートや通信機器等の機材供与や沿岸警備に係る訓練コースを実施している。また EU は、ジブチを含む周辺沿岸諸国に対し、海賊対策のための能力強化支援を行う予定である。各ドナーの技術協力に当たっては、我が国が IMO を通じた供与資金で建設中の地域トレーニングセンターを拠点として活用することが検討されている。

(7) その他特記事項： 特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

過去の類似船舶供与案件の評価では、船舶の維持管理に必要な交換部品の調達が困難であるため適切な維持管理がなされずに運用を続けた結果、船舶の劣化が著しく進んだ事例があった。

(2) 本事業への教訓

本事業実施に当たっては、協力準備調査において交換部品の調達経路を十分に確認するとともに、定期的なメンテナンス実施を定着化させるための体制の確認

や、メンテナンスに必要となる予備部品の供給を行うことにより、船舶の劣化を最小限に留める。

以上

〔別添資料〕 地図

別添 プロジェクトサイト地図

